

竜王町食品ロス削減推進計画

[令和6(2024)年度～令和15(2033)年度]



第1章 総論

- 1 食品ロス削減推進計画の背景・趣旨
- 2 計画期間
- 3 計画の位置づけ

第2章 食品ロスの現状と課題

- 1 食品ロスの定義
- 2 全国・滋賀県における食品ロスの発生状況
- 3 竜王町における食品ロスの発生状況
- 4 食品ロスの発生要因

第3章 基本方針

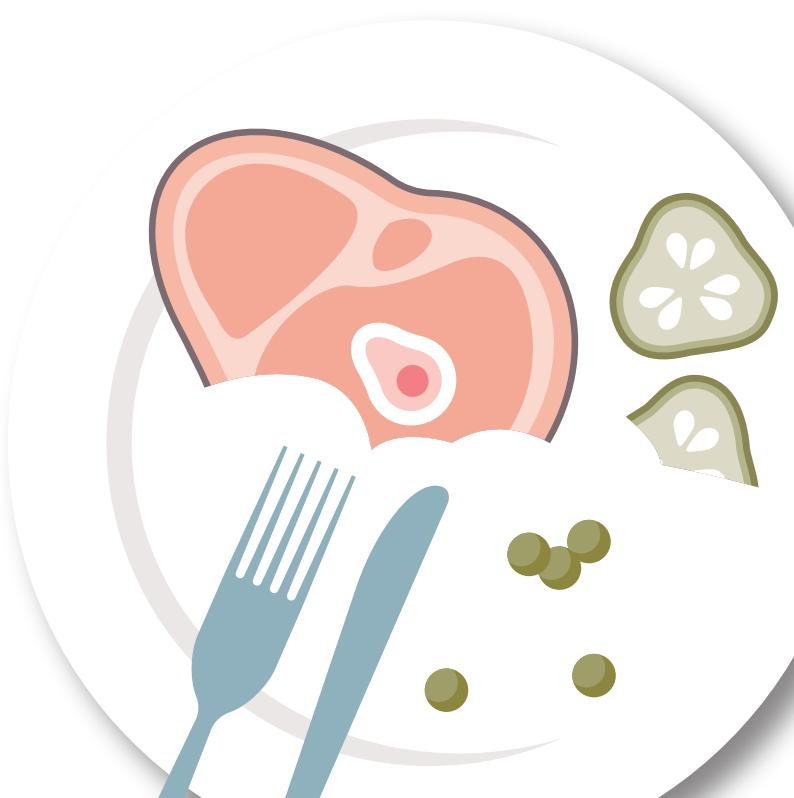
- 1 町内の食品ロス削減に向けた基本的な方針
- 2 数値目標
- 3 各主体の役割

第4章 施策の推進

- 1 推進する施策

第5章 計画の進行管理

- 1 進行管理



1 食品ロス削減推進計画の背景・趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスの削減は、国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食糧を輸入している我が国としては、真摯に取り組むべき課題です。

実際に食品ロスを削減するためには、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む必要があります。

食品ロスの削減を国全体で推進するため、令和元(2019)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）」が施行されました。この法律では、食品ロス削減を「国民運動」として展開し、消費者（国民）、事業者、そして行政が、それぞれの立場で食品ロス削減を進めることができます。また、滋賀県においても、「滋賀県食品ロス削減推進計画」を令和3(2021)年3月に策定するなど、食品ロス削減の取組の機運はますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、本町では、消費者（町民）、事業者、関係団体、国、県等の関係者と連携協力を図りながら、食品ロス削減への各種取組を推進するため、「竜王町食品ロス削減推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画期間

計画期間は令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化、関係法制度の動向等を踏まえ、計画期間であっても必要な見直しを行うものとします。

3 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、国の定める基本方針および滋賀県食品ロス削減推進計画を踏まえ策定する市町村食品ロス削減推進計画として位置づけます。

また、本計画は「第二次竜王町環境基本計画」の食品ロスの削減に関する個別計画の一つとして位置づけるとともに、関係する法令および各種計画との十分な整合性を図るものとします。

1 食品ロスの定義

食品ロスとは、まだ食べることができるにもかかわらず廃棄される食品のことです。

食品廃棄物のうち、野菜の皮やきのこの石づきなど食べることができないものは「調理くず」といいます。調理くず以外の、「食べ残し」や「直接廃棄（手つかずのまま捨てられている食品）」が食品ロスにあたります。調理の際に皮をむきすぎるなどして出る「過剰除去」も食品ロスに挙げられます。

食品ロスが1トン発生する際のCO₂排出量は0.46t-CO₂と試算されています。食費や材料費の抑制などの経済的視点だけでなく、環境負荷の観点や食料資源の有効活用からも食品ロスを削減していくことが重要です。

2 全国・滋賀県における食品ロスの発生状況

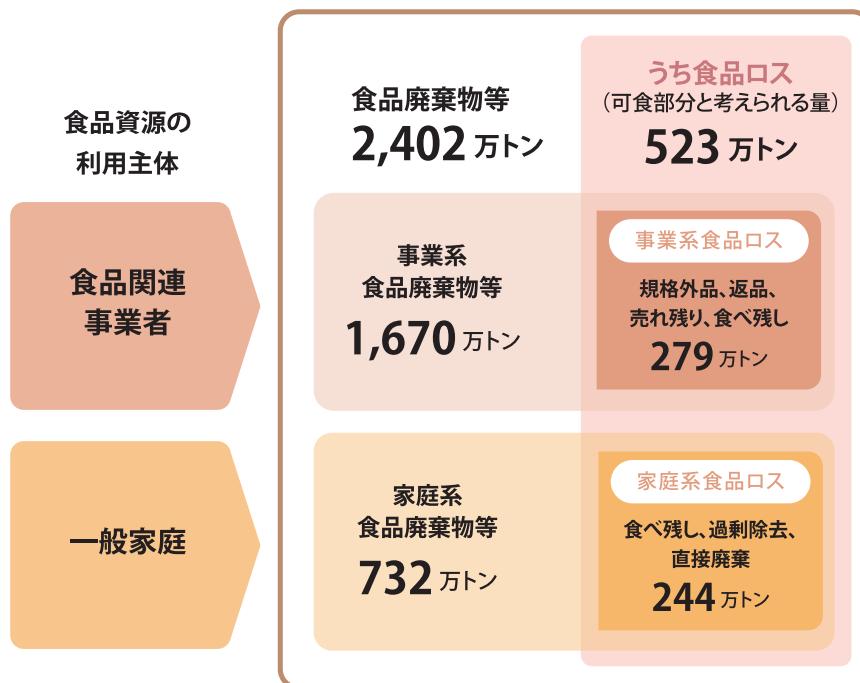
我が国では、令和3(2021)年度に、およそ523万トンの食品ロスが発生していると推計されています。

食品ロスの半分近くが家庭から出されており、大部分を占めるのは食べ残し(43%)と直接廃棄(43%)でした。また、事業者が出す食品ロスは、食品製造業の占める割合(45%)が大きく、次いで外食産業(29%)、食品小売業(22%)でした。

国内で発生する食品ロス(家庭系と事業系の合計)を国民1人あたりに換算すると、年間42kg、1日あたりではおにぎり1個分(114g)の食べ物が捨てられていることになります。また、この食品ロス発生量は同年、国連世界食糧計画(WFP)が令和3(2021)年に支援した食糧(およそ440万トン)の約1.2倍の量に相当します。

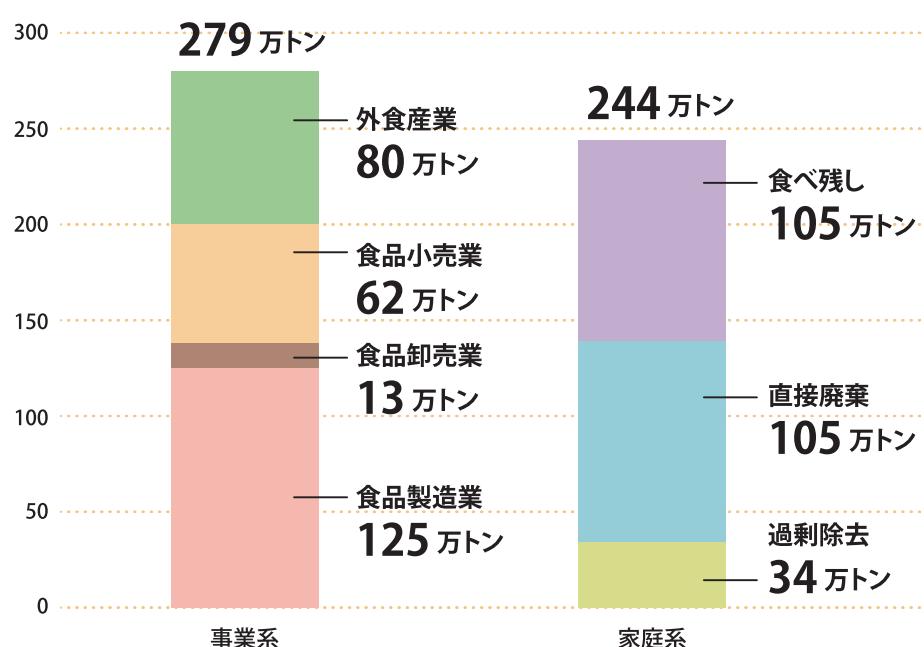
滋賀県では、令和2(2020)年度推計によると、年間約2.5万トンの食品ロスが家庭から発生しており、県民1人あたりに換算すると、年間18kg、1日あたり49g発生していることになります。

食品廃棄物と食品ロス



食品ロスの内訳

(単位:万トン)



出典：消費者庁「食品ロス削減ガイドブック（令和5年度版）」



3 竜王町における食品ロスの発生状況

竜王町では令和4(2022)年度、食品ロス発生状況を把握するため、約790世帯の4日分の可燃ごみ(295.66kg)に占める食品ロスの割合の調査を実施しました。食品ロスは92.92kgであり、可燃ごみの31%を占めていました。

町内の3地域（農業地域、集合住宅地域、新興住宅地域）に分けて家庭系可燃ごみの組成分析調査を行ったところ、いずれの地域も食品ロスは可燃ごみの25%を超えており、農業地域に関しては40%を超える食品ロスがありました。このことから、全地域的に家庭から多くの食品ロスが発生していることがわかりました。

3地域の調査結果の合計によると、食品ロスのうち、食べ残しが22%、直接廃棄(期限切れ等により開封されずそのまま廃棄された食品等)が18%あることから、家庭での適切な食品管理を行うことで、家庭由来のごみ焼却処理量を1割以上削減することができると言えられます。

この調査結果をもとに、竜王町全域に換算すると、竜王町では年間585トンの食品ロスが発生していると推計されます。これは町民1人あたり年間51kgの食品を廃棄していることになります。竜王町における家庭由来の食品ロス排出量(139g／日・人)は、滋賀県(49g／日・人)に比べて多いといえます。

竜王町の家庭系可燃ごみの組成分析調査結果（2022年度）

可燃ごみ 295.66kg

食品ロス
31%
(92.92kg)

滋賀県

2020年度

年間
約 25,000
トン

県民1人あたり

1日

約 49 g

家庭系食品ロス量

竜王町

2022年度

年間
約 585
トン

町民1人あたり

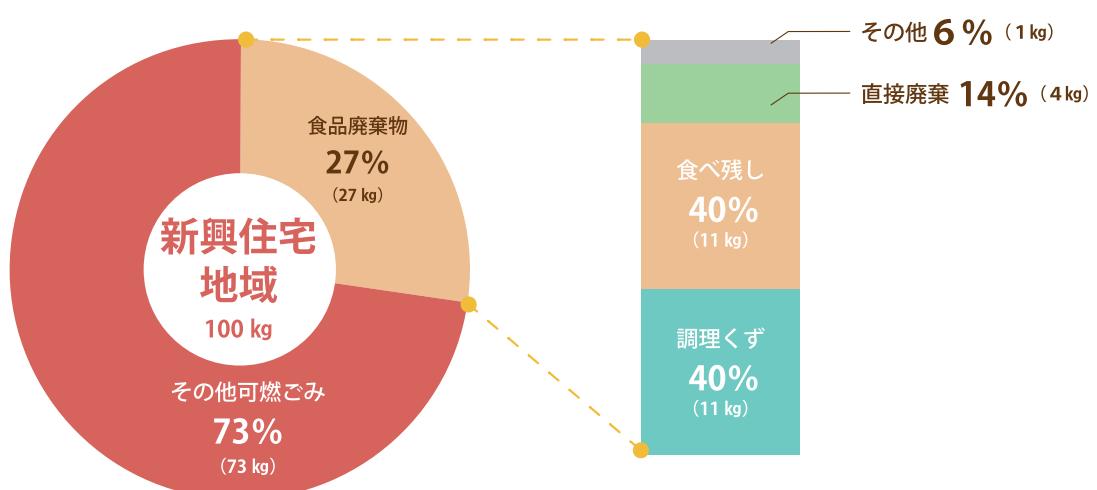
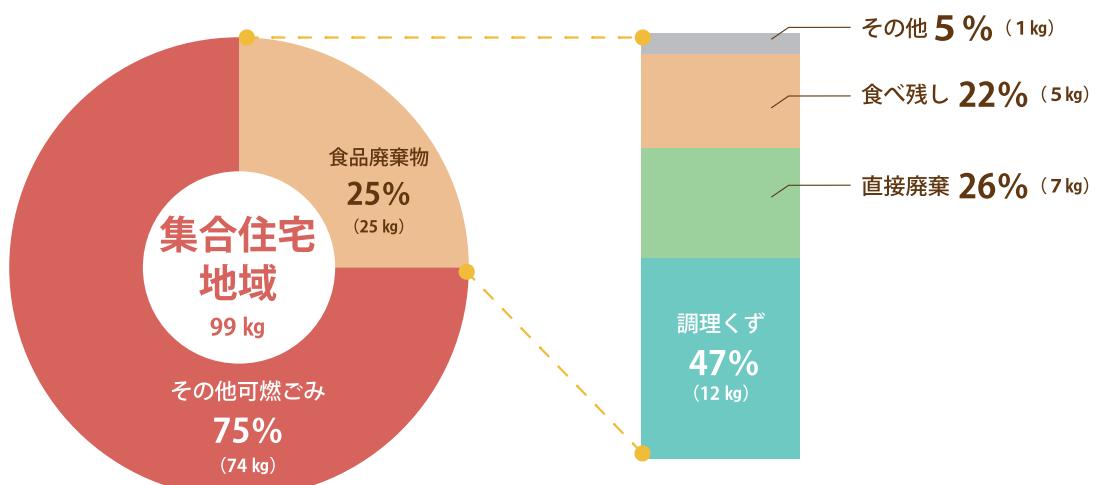
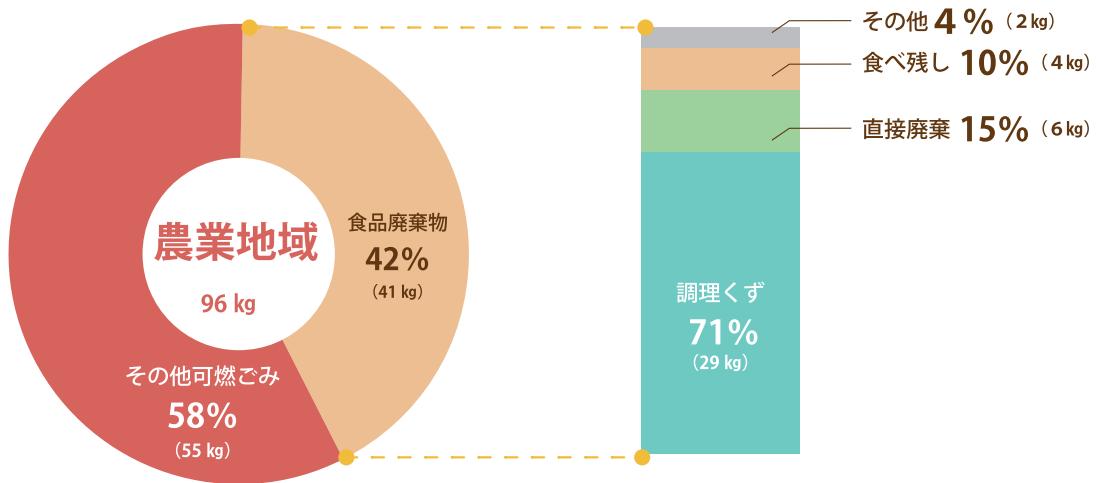
1日

約 139 g

出典：滋賀県ホームページ
「食品ロスについて」

出典：竜王町家庭系可燃
ごみの組成分析調査

組成分析調査による地域ごとの食品ロスの発生状況



4 食品ロスの発生要因

家庭からの食品ロスは、食べ残しと直接廃棄が大部分を占めています。また、竜王町の直接廃棄された食品を眺めると、加工食品が多いことがわかります。

竜王町の環境に関する令和4（2022）年度町民アンケートの調査によると、竜王町の家庭で多い食品ロスの上位3つは「手付かず食品」「食べ残し」「過剰除去」となりました。不適切な保存や不注意等により、気づいたら「傷ませてしまった」「賞味期限・消費期限が切れていた」などというは直接廃棄の増加につながります。

家庭系食品ロスの種類・捨ててしまう理由



1位

賞味期限・消費期限切れの
手付かず食品



2位

食べ残し、多く取り過ぎ、
食べきれずに捨ててしまった



3位

食べられるところを
必要以上に切り捨ててしまった

事業者もまた、食品を消費者に提供するまでのあいだに、生産から流通、販売までの各段階で食品ロスを出しています。

生産の段階では、色や形が悪い規格外品や豊作などで過剰生産になってしまふと一部は市場に出回ることなく廃棄されます。

食品製造業では、規格通りに加工するために、過剰除去が出てしまうことがあります。

また、食品産業全体では「3分の1ルール」と呼ばれる商慣習によっても、まだ食べられる食品が返品・廃棄されていました。これは、食品の納品・販売期限が業界で習慣化したもので、製品製造から賞味期限までの期間を3等分し、3分の1経過までに小売店の店頭に並べなかつた食品や3分の2経過時点で小売店に残っている食品の多くが返品や廃棄されていました。現在では、納品期限の撤廃など見直しが進みつつあります。

流通段階で、販売容器包装の印字のミス、破損などを理由に返品・廃棄されることがあります。需要を的確に把握できずに売れ残りが発生することもあります。

飲食産業では顧客の食べ残しが食品ロスになります。特にバイキング・ビュッフェ形式だと食べ残しが発生しやすくなります。

事業系食品ロスの発生要因

主な食品ロスの発生要因	
農業 / 水産業者	・規格外食材、流通できなかった食材
食品製造業	・加工ロス ・欠品ペナルティ対策
食品卸売業	・商慣習（1/3ルール） ・規格外品や販売容器包装の破損による返品や廃棄
食品小売業	・販売機会の損失をおそれた多量発注 ・消費者の過度な鮮度志向や期限表示の理解不足
外食産業	・消費者の食べ残し

出典：消費者庁「食品ロス削減ガイドブック（令和5年度版）」

日本有機資源協会「平成22年度食品廃棄物発生抑制推進事業報告書」

1 町内の食品ロス削減に向けた基本的な方針

食品ロス問題を「自分ごと」として意識を醸成することによって、消費者・事業者・行政がともに食品ロス削減に取り組み、持続可能な社会の実現を目指します。

2 数値目標

竜王町では、国や滋賀県の動向等を踏まえ、次のとおり数値目標を設定し、食品ロスの削減を推進します。

	現状	目標値(2033年度)
家庭由来の食品ロス排出量を減少させる	1人1日あたり 139g (2022年度)	1人1日あたり 40g
地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材を育成する（推進サポーター）	(新規)	10人
食品ロス問題の認知度を増加させる	66% (2022年度町民アンケート調査より)	90%以上
フードドライブの回収拠点を増加させる	3カ所 (町公民館・町社会福祉協議会・防災センター)	6カ所
買った食材を使い切る人の割合を増加させる	65.7% (2022年度町民アンケート調査より)	90%

3 各主体の役割

町民全体が家庭および事業所において食品ロスが発生していることを認識し、各主体が食品ロスの削減に向けた役割を理解し、連携しながら削減に向けて取り組む必要があります。

消費者

- 食品ロスの削減の必要性について理解を深めるとともに、日常生活で自分が排出している食品ロスについて把握し、削減に向けて行動します。
- 食べきれない食品がある場合は、おそらく分けやシェアを積極的にし、未利用食品等についてはフードドライブ等に寄付します。
- 食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗の利用等により、事業者の取組に協力します。

事業者

- 食品ロスが削減できる事業活動への転換に努めます。
- 食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行います。
- 災害時用備蓄食料の有効活用に努めます。（フードバンクへの提供を含みます。）
- 食品ロスを削減する取組について消費者に広く情報発信を行います。
- さまざまな業種間の連携により、町内の工場等からの食品残渣の有効利用や堆肥化等の取組を拡大します。

行政

- 食品ロス発生につながる地域の特性や課題を把握します。
- 求められる役割と行動を実践する消費者・事業者が増え、食品ロス削減推進計画の目標が達成できるよう、先進的な取組や優良事例について町広報などで情報を発信します。
- 関係団体等と連携して、食品ロス削減に向けた研修やワークショップなどを企画・実施します。
- 災害時用備蓄食料の有効活用に努めます。
- 主催するイベント等での食品ロスの削減を進めます。

家庭での食品ロスを予防するための



- 1 必要な分だけ買う
- 2 野菜は冷凍、乾燥などの下処理をし、ストックする
- 3 体調や健康、家庭の予定も考慮し、食べきれる量を作る
- 4 作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで食べきる
- 5 買物前に冷蔵庫や冷凍庫にある食材を確認する
- 6 残っている食材から献立を考え、上手に使い切る
- 7 冷蔵庫や食品棚を整理整頓する



1 推進する施策

食品ロス削減推進法第11条の規定に基づいて定められた国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、市町村は、同基本方針及び「滋賀県食品ロス削減推進計画」を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進することとしています。

また、「第二次竜王町環境基本計画」において、基本目標4「資源循環～資源循環をすすめよう～」の基本施策4-1「5Rの推進によるごみの減量」の取組の中に、食品ロスの削減に向けて「竜王町食品ロス削減推進計画」を策定することとしています。具体的には、食品ロス削減月間における普及啓発と未利用食品の有効利用に向けたフードドライブの促進に取り組むこととしています。

【国の基本施策】

- (1) 教育及び学習の振興、普及啓発等
- (2) 食品関連事業者等の取組に対する支援
- (3) 表彰
- (4) 実態調査及び調査・研究の推進
- (5) 情報の収集及び提供
- (6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

【滋賀県の施策の柱】

- (1) 知識や意識の向上と具体的な行動の実践
- (2) 食品ロスの発生量等の実態把握
- (3) 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

【竜王町環境基本計画の施策内容】

- 食品ロス削減月間における普及啓発
- 未利用食品の有効利用に向けたフードドライブの促進

以上を踏まえ、次のような施策を推進します。

1. 地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材の育成

消費者庁が推進する「食品ロス削減推進サポーター制度」を活用し、
地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材を2033年度までに10人育成します。

2. 食育ワークショップやイベントを実施

畜産や農業の現場を見学したり体験したりできるイベントや食育ワークショップを実施します。
自らの命を支える食事について関心を持ち、生産から消費までつながっていることを学ぶ機会を
つくります。

3. 食品ロス削減月間における普及啓発

町広報などで10月「食品ロス削減月間」と10月30日の「食品ロス削減の日」を周知し、「3010（さんまるいちまる）運動」をはじめ、一人一人ができるちょっとした心がけから
食品ロスの削減に取り組めるよう啓発します。

4. 大型商業施設やイベント等での食品ロス削減の取組指導

多くのお客様が集まる大型商業施設に対しては、食品ロスを減量するよう指導するとともに
共同で啓発イベント等を実施できるように努めます。

5. 食品ロスをテーマとするワークショップの実施

竜王町エコライフ推進協議会と共同で食品ロスに関するワークショップやイベント等を開催し、
ゲームやワークを通じて食品ロスについて知り、学ぶ機会をつくります。

6. 食品ロスに関するチラシ等の制作および町広報紙等での情報発信

家庭の可燃ごみに捨てられた食品ロスの実態を知ってもらうため、公共施設でのポスターの掲示や町広報紙・ホームページ等での情報発信に努めます。

7. フードドライブの情報発信・活動支援

フードドライブの実施団体の活動を支援するため、回収拠点の倍増や、情報発信を行います。

1 進行管理

本計画に基づく取組の進捗状況や目標の達成状況を評価し、継続的な改善へつなげていくため、本町の VISION（ビジョン＝めざす姿）を明確にし、町民意識や社会情勢等を RESEARCH（リサーチ＝調査・研究）しながら、PLAN（プラン＝計画）、DO（ドゥー＝実行）、CHECK（チェック＝評価）、ACTION（アクション＝改善）の PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。また、本計画は社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえて隨時見直しを行います。





竜王町食品ロス削減推進計画

発行年月日：令和6（2024）年3月

編集：竜王町 生活安全課